

総合事業における事業所の手続きについて

1 指定等に関する手続き

提供するサービス、事業の開始時期により、手続き内容が異なります。

●現行相当サービス（訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービス）を提供する場合

事業の開始時期等	手続き
①平成 27 年 3 月 31 日以前に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所 (みなし指定※ ¹ あり) みなし指定の有効期間：平成 30 年 3 月 31 日	町への指定申請は <u>不要</u> (平成 30 年 3 月 31 日以降も現行相当サービスの提供を希望する場合は、みなし指定の有効期間満了までに、指定更新の手続きを行ってください。)
②平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所 (みなし指定なし)	町への指定申請が <u>必要</u> ※ ²
③新規で実施を希望する事業所	町への指定申請が <u>必要</u> ※ ²

●基準緩和型サービス（通所型サービス A）を提供する場合

事業の開始時期等	手続き
①実施を希望する全ての事業所 現行相当サービスのみなし指定の有無にかかわらず、 基準緩和型サービスの提供を希望する場合	町への指定申請が <u>必要</u> ※ ²

※1 「みなし指定」とは

平成 27 年 3 月 31 日時点で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の内容を提供する事業所として、全国の市町村が平成 27 年 4 月 1 日に指定したとみなすもの。

※2 総合事業の指定申請手続きについて

平成 29 年 4 月 1 日指定の申請受付開始は、平成 29 年 2 月中旬を予定しています。

当手続きが必要な事業所は、下記により長泉町長寿介護課へご連絡ください。申請書式等の電子データをお送りします。

Eメール宛先：kaigo@nagaizumi.org

送信時には件名を「総合事業の指定申請希望（事業所名）」としてください。

【注意】平成 30 年 3 月 31 日までは、従来の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービス提供がある可能性があります。

○長泉町は平成 29 年 4 月に総合事業に移行しますが、すでに要支援認定を受けている方については、認定期間終了時において、要支援認定の更新を行う、または基本チェックリストの実施により事業対象者となるまでは、利用するサービスは全て従前の予防給付によるサービスとなります。(順次移行)

○平成 29 年 3 月 31 日現在で要支援認定をお持ちの方は、更新等の時期が来るまでは従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用します。したがって、要支援の認定有効期間終了が最も遅い平成 30 年 3 月 31 日までは、従来の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービス対象者となる利用者が存在します。



指定があったとみなされている事業所のうち、平成 30 年 3 月 31 日までの間に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定の有効期限が切れる事業所の場合

「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を更新しない場合、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者にサービスが提供できなくなりますので、利用者の状況を踏まえ、適切に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定更新をしてください。

※担当のケアマネジャーと連携をとり、受け入れる利用者の状況を確認するようにしてください

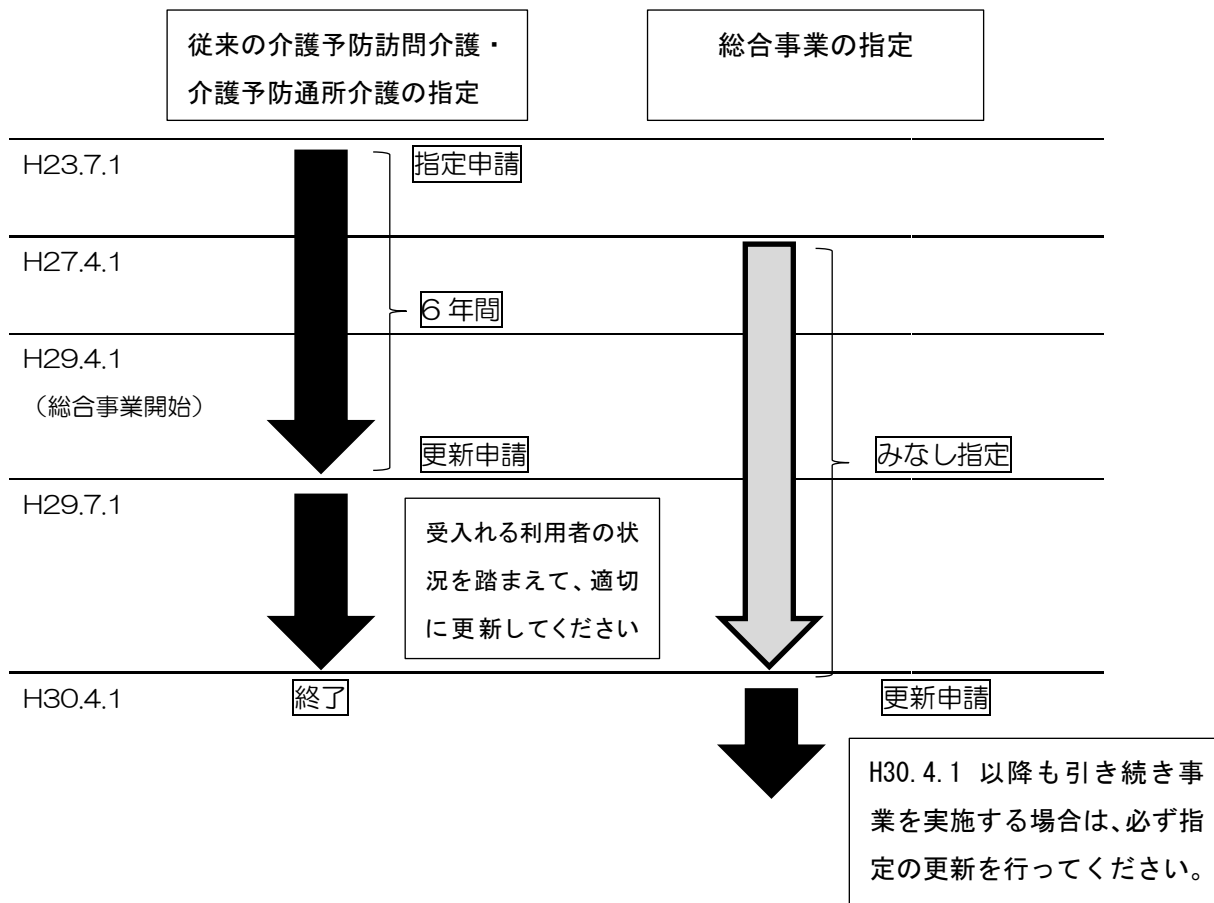
【参考】複数市町へのサービス提供の考え方

事業所の所在地 利用者の住所		事業所の所在地	
		長泉町内の事業所	A 市内の事業所
長泉町の 利用者	予防給付	予防給付としてサービス提供	予防給付としてサービス提供
	総合事業	長泉町の基準でサービスを提供 (長泉町の指定が必要)※	長泉町の基準でサービスを提供 (長泉町の指定が必要)※
A 市の 利用者	予防給付	予防給付としてサービス提供	予防給付としてサービス提供
	総合事業	A 市の基準でサービスを提供 (A 市の指定が必要)※	A 市の基準でサービスを提供 (A 市の指定が必要)※

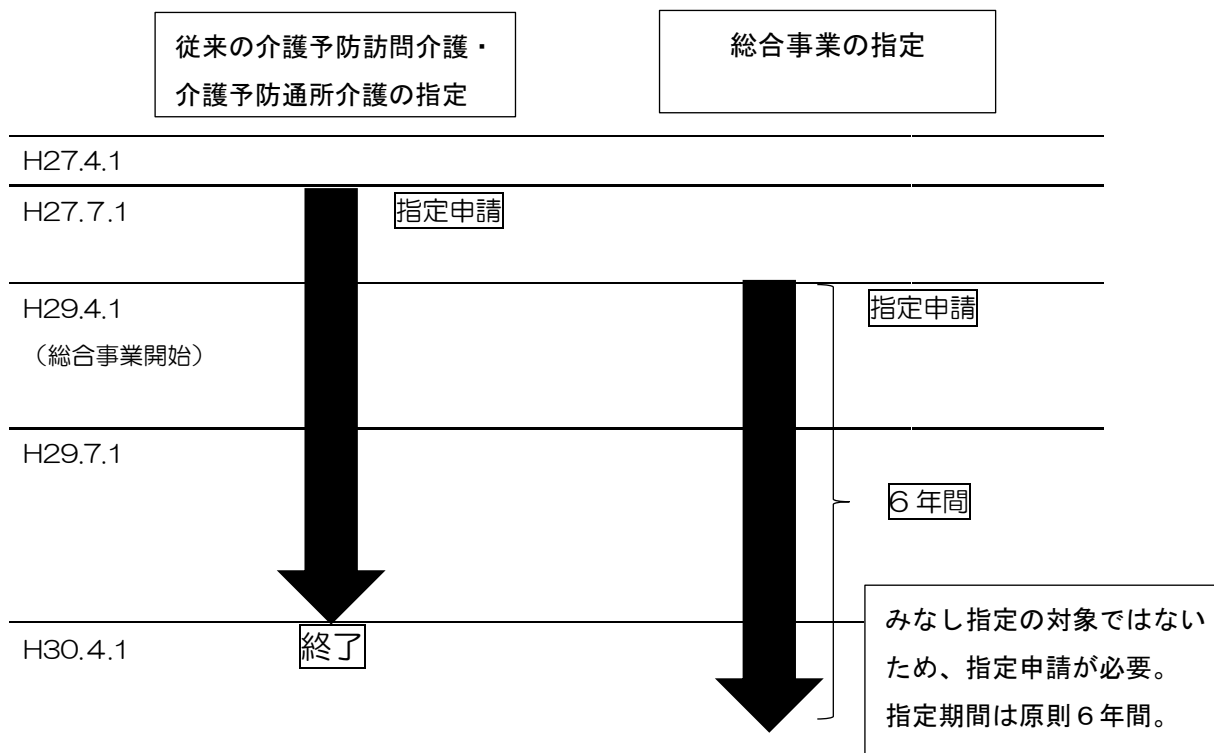
※みなし指定の有効期間内の場合は、指定申請の手続きは不要です。

【指定申請及び更新申請の例】

例 1 平成 23 年 7 月 1 日に介護予防サービスの指定を受けた事業者（みなし指定あり）



例 2 平成 27 年 7 月 1 日に介護予防サービスの指定を受けた事業者（みなし指定なし）



2 法人の定款等及び事業所の運営規程等の変更手続き

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防給付」とは別のサービスです。
このため、法人の定款等の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の変更が必要です。

●定款の変更

次の記載例を参考に、総合事業の実施についての記載を行ってください。

記載例

- 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- 「介護保険法に基づく第1号通所事業」(※)
- (※) 基準緩和型サービスの実施も含まれます。

※従来の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日まで実施する可能性があるため、それまでは定款等から削除しないでください。

※平成27年3月31日までに指定を受けた事業所については、平成30年3月31日までは「みなし指定」の対象となっているので、現在の定款に「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の記載があれば、平成29年4月1日付けでの定款変更は必須ではあません。

※ただし、本来は総合事業の実施についての記載がなされるべきところですので、できるだけ早めに変更を行うよう努めてください。

※医療法人、社会福祉法人等が定款を変更するに当たっては、それぞれを所管する機関へ事前確認が必要です。

●運営規程、重要事項説明書の変更

重要事項説明書及び運営規程は、総合事業への移行により提供するサービスが変わるため、変更が必要です。

現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更したものを新たに作成してください。

○サービスの種類（変更例）

- ・「介護予防訪問介護」⇒「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」⇒「介護保険法に基づく第1号通所事業」

○利用料

利用するサービスにより、料金表の変更

○文中で引用する要綱等について

文中で法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認してください。
(現在、介護予防サービスの人員基準等は、県の規則により規定されていますが、総合事業の人員基準等は、町の要綱で規定します。)

●契約書の変更

契約書中のサービス表記について、運営規程、重要事項説明書の変更例を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

○契約の締結時期

各利用者について現在の要支援認定の期間中は、従来の介護予防サービスの利用者になるため、要支援認定の更新までは現在の契約のままで結構です。次の要支援認定の更新時に、総合事業によるサービス提供の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は、利用者ごとに異なるため、各事業所では平成 29 年 4 月までに契約書のひな形を用意しておき、順次、認定更新をした利用者と契約を締結してください。（平成 29 年 4 月 1 日付けで一斉に契約変更する必要はありません。）

※契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。

3 その他

●事業所番号について

現在、介護予防サービスの指定を持つ事業所については、事業所番号の変更はありません。

●サービスコードについて

本日、サービスコード表を配布しました。後日、町ホームページに CSV データを掲載する予定です。サービスコード表を元に、各事業所の請求システムへ登録が必要です。（登録方法等については、請求システムの業者にご確認ください）

【使用するサービスコード】

訪問型サービス

対象サービス	使用するコード		備考
現行相当サービス（みなし指定あり）	A 1	A 3	A 3については 給付制限の場合に使用
現行相当サービス（みなし指定なし）	A 2		

通所型サービス

対象サービス	使用するコード		備考
現行相当サービス（みなし指定あり）	A 5	A 7	A 7については 給付制限の場合に使用
現行相当サービス（みなし指定なし）	A 6		
基準緩和型サービス	A 6		

※長泉町では、総合事業においても給付制限を行います。その場合には、町独自基準のサービスコードを使用します。（A 3（訪問型サービス）、A 7（通所型サービス））

そのため、みなし指定がある事業所についても、町へ『介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書』等の提出が必要になります。手続等については、後日改めてお知らせします。